

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

国は、1月27日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針を決定し、あわせて、基本的対処方針を変更した。

これを受け東京都は、同日、感染拡大防止の取組を決定した。

区は、国および都の方針を受けて、1月30日以降、以下のとおり対応する。

1 基本的な考え方

(1) 区民の皆様には、下記の点をお願いする。

- ・ 3密の回避、マスクの着用、手洗い、換気をはじめとした基本的な感染防止策の徹底
- ・ 積極的なワクチン接種
- ・ 感染に不安を感じた場合の検査受診
- ・ 陽性者のうち無症状の場合等には、療養期間中においてもやむを得ず外出する際の感染予防行動の徹底

(2) 区内の飲食店等のうち、都の感染防止徹底点検済証の交付を受けていない店舗（以下「非認証店」という。）については、入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とし、酒類の提供は午後9時までとするようお願いする。

引き続き、業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

2 具体的な対応策

下記の対応策を継続する。なお、区立施設や区が主催するイベント・事業における、収容定員の制限を行わない。

- (1) 手指消毒、換気、3密の回避など、基本的な感染防止策を徹底する。
- (2) 特に人と会話をする時や混雑する場所でのマスク着用を徹底する。
- (3) 長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者に注意喚起する。
- (4) 混雑時の入場者の整理等の実施を徹底する。
- (5) 入浴は、引き続き禁止する。

3 区民の皆様へのお願い

自分と大切な人や社会を守るためにも、早めのワクチン接種をお願いします。感染に不安を感じたら、都が実施する検査を受けてください。療養期間中にやむを得ず外出する場合は、マスクの着用、人混みを避けるなどの感染予防行動を徹底してください。

混雑している場所や時間をできるだけ避けて3密を回避することや、こまめな換気、手洗い・手指消毒をはじめとした、基本的な感染防止策の徹底を引き続きお願いします。

マスクの着用は感染防止策として大変重要なため、特に人と会話する時や混雑する場所ではマスクの着用を徹底してください。

会食は感染防止策が徹底された、感染防止徹底点検済証の交付を受けている店舗の利用をお願いします。

4 区内事業者へのお願い

(1) 飲食店等のうち非認証店については、同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内、滞在時間を2時間以内とし、酒類の提供・持込は午前11時から午後9時までとするようお願いします。

営業にあたっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

(2) テレワークの推進や、職場での基本的な感染防止策を徹底するようお願いします

(3) 飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴（TOKYO ワクシオン等を活用）や陰性の検査結果を確認する取組にご協力ください。

5 練馬区方針の取扱い

(1) この方針に記載のない事項で、国、都の方針が発出されているものは、それによることとする。

(2) この方針は、国、都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。